

令和6年4月4日

令和6年度第1回青森市農業委員会定例総会 議事録

青森市農業委員会

令和6年度第1回青森市農業委員会 定例総会 議事録

1. 開会日時： 令和6年4月4日（木）午後2時
2. 開会場所： ウエディングプラザアラスカ 地下1階 サファイアの間
3. 閉会日時： 令和6年4月4日（木）午後3時40分

4. 議 案

- 議案第1号 青森市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 議案第2号 青森市農業委員会運営協議会委員の選任について
- 議案第3号 令和6年度の事業計画について
- 議案第4号 農業者年金の加入推進活動について
- 議案第5号 全国農業新聞の普及拡大について

5. 報 告

- 報告第1号 令和5年度農業委員会活動実績について
- 報告第2号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

6. 委員の出席状況（議席番号及び氏名）

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 木村 孝芳	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	10番 中村 美喜雄
11番 成田 貴吉	12番 西澤 清光	13番 西塚 伸
14番 野口 友子	15番 福士 修身	16番 堀内 俊春
17番 三上 紘史	18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹

(以上18名)

(欠席者)

9番 澤田 今日一

(以上1名)

7. 農地利用最適化推進委員の出席状況（議席番号及び氏名）

1番 千島 修	2番 赤田 千草	3番 福士 博人
4番 工藤 隆正	5番 木立 忠徳	6番 風晴 繁雄

7番 山内 洋一 8番 山田 五月 9番 川村 富子
10番 川村 忠則 11番 小泉 作郎 12番 金井 直也
13番 石川 正光 14番 奈良岡 和也 16番 石村 英康
17番 猪股 康行
(以上16名)

(欠席者)

15番 野呂 正幸 18番 出町 鉄昭 19番 細川 隆雄
(以上3名)

8. 来 賓

青森市長 西 秀記
青森市議会議長 奈良岡 隆

9. 会議に従事した職員の職・氏名

事務局長 小笠原 訓史 次長 工藤 哲也 分室長 佐藤 保
主 幹 古田 正之 主幹 相馬 康宏 主 事 天内 隆人
主 事 奈良 真友子 主事 齊藤 諒 専任員 堀内 和之
会計年度職員 笹 理佳子

10. 議事の概要

○事務局

皆様、本日は御苦勞様でございます。御案内の時間となりましたので、ただいまから青森市農業委員会委員の辞令交付式を執り行うことといたします。

辞令は、任命者であります西 秀記 市長から交付いたしますので、お名前を呼ばれた方は、その場で御起立ください。

《 辞令交付 》

○事務局

それでは、本日が農業委員の任期満了後、最初に行われる総会となりますが、会議に先立ちまして、総会の招集者であります西市長からごあいさつを申し上げます。

西市長、お願いいたします。

《 市長あいさつ 》

○事務局

西市長ありがとうございました。

続きまして、次第に従い、御来賓より御祝辞を賜りたいと存じます。

それでは、青森市議会 奈良岡 隆 議長から御祝辞を賜りたいと存じます。

奈良岡議長、よろしく願いいたします。

《 市議会議長祝辞 》

○事務局

奈良岡議長、ありがとうございました。

西市長、奈良岡議長におかれましては、次の公務がありますことから、ここで退席となりますことをお許しいただきたいと存じます。

皆様、どうぞ拍手でお見送りください。

《 来賓退席 》

○事務局

それでは、会長及び会長職務代理者の互選に入らせていただきます。

定例総会の議長は、青森市農業委員会総会会議規則第7条により農業委員会会長が務めることになっておりますが、今回は農業委員の任期満了後、最初の定例総会で会長職が決まっておりますので、まず会長を選出するまでの間の「臨時の議長の選任」が必要となります。

この臨時の議長の選任については、総会会議規則第7条で、「その総会で委員の互選により選出された者」とされております。これまでの慣例では、農業委員の年長者の中から臨時の議長を選任しておりますことから、今回は、秋谷 進 委員に臨時の議長をお願いしたいと事務局では考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。

《 異議なしの声 》

○事務局

ありがとうございます。委員皆様の御同意をいただきましたので、秋谷 進 委員、臨時の議長をお願いできますでしょうか。

《 本人の同意 》

○事務局

秋谷委員、ありがとうございます。

それでは、秋谷 進 委員には、議長席の方へお移りいただき、議事進行をお願いしたいと存じます。

《秋谷 進 委員 議長席に着席 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

暫時、臨時議長を務めさせていただきます。議事進行に御協力のほど、よろしくお願いいいたします。

では、最初に、「仮議席の指定」を行います。現在、皆様に着席いただいております席を仮議席として指定いたします。

なお、会議での発言については、総会会議規則第17条に基づき、挙手のうえ、議長の許可を得てから御起立いただき、席札の仮議席番号を告げて、発言するようお願いいたします。

また、議事録作成のため、会議を録音しておりますので、発言の際は事務局からマイクを受取ってから発言してくださるようお願いいたします。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

では、次第に従いまして進めます。

「青森市農業委員会 会長の互選」に入ります。互選方法などについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい、では事務局から御説明させていただきます。

議案書の1ページ、次第の4にございます「青森市農業委員会 会長の互選」について御説明いたします。

農業委員会会長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条の規定により、委員の互選により選任することになっており、会長は会務を総理し、委員会を代表することになります。互選にあたりましては、「青森市農業委員会選挙事務取扱規程」が適用となり、「単記無記名」の投票により行うこととなっております。

なお、「単記無記名での投票」とは、投票券に、自分の名前は書かずに、候補者1人だけの名前を書いて、投票するという方式です。

また、出席委員の全員に異議がない場合は、投票による選挙ではなく、指名推選の方法も採れることとなっております。

青森市農業委員会の会長は、「東青地区農業委員会連絡協議会」の会長職となり、さらには、同協議会からの選任により、「一般社団法人青森県農業会議の常設審議委員」も兼任となっていることなどから、全国農業委員会会長大会等への参加や地区農業委員会連絡協議会会長会議等各種会議へ参加していただくことになるものです。

事務局からの説明は以上です。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

それでは、ただいまから「青森市農業委員会 会長の互選」を行います。

選挙の方法は、選挙事務取扱規程第7条により、単記無記名の投票によるとされています。

ただし、第12条には出席の農業委員全員に異議がないときは、指名推選によることができるかとされておりまして。そこで、投票によるか指名推選によるか、いかがいたしましょうか、

《 推薦がいいとの声 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

はい今、推選でよろしいんじゃないかという声がありました。それでよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

はい、異議なしという声がありました。それでは指名推選といたしたいと思えます。農業委員の中からどなたか適任者を御推薦ください。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

はい、どうぞ。

○8番（齊藤 光朗 委員）

8番、齊藤です。福士修身さんを会長に推薦いたします。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

はい、福士修身委員を推薦したいという声がありました。これでよろしいでしょうか。その他もしあれば推薦していただければ。

《 異議なしの声 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

異議なしという声がありました。

それでは福士修身さんを当農業委員会会長の当選人として、一名しかございませんので、決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

はい、異議なしということでございます。

福士委員を当選人として決定いたします。

当選人には本席から青森市農業委員会選挙事務取扱規程第13条の規定により、青森市農業委員会会長に当選したことを通知するとともに、就任の承諾を求めます。

受諾いただけますか。

○15番（福士 修身 委員）

はい、お受けいたします。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

ありがとうございました。ただいま、福士委員から承諾をいただきました。

では、臨時議長としての私の役割はここまでとし、新会長には、議長席にお移りいただいて、「就任のごあいさつ」をお願いいたします。以降、議事進行をお願いいたします。

《 臨時議長 議長席から退席 》

○議長（福士 修身 会長）

ただいま会長に選任されました、福士でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局

臨時議長の秋谷委員におかれましては、進行方、どうもありがとうございました。引き続き、福士会長には、青森市農業委員会定例総会会議規則第7条の規定により、議長役をお願いいたします。

なお、これからの議事進行について、少しの間、準備が必要となりますので、皆様は、そのまましばらくお待ち願います。

○議長（福士 修身 会長）

では、会議を再開します。

円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

なお、会議での発言については、総会会議規則第17条に基づき、挙手のうえ、議長の許可を得てから御起立いただき、席札の仮議席番号を告げて発言するようお願いいたします。

○議長（福士 修身 会長）

次に、次第に従いまして、「青森市農業委員会会長職務代理者の互選」に入ります。

事務局から互選方法等を説明してください。

○事務局

はい、では事務局から御説明させていただきます。

議案書の1ページ、次第の4にございます「青森市農業委員会 会長職務代理者の互選について」御説明いたします。

会長職務代理者につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定で「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」こととなっております。

互選にあたりましては、先ほどの会長職と同様に「青森市農業委員会選挙事務取扱規程」を適用することになります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

それでは、選挙の方法は、会長選挙と同様に単記無記名の投票によるとされていますが、出席の農業委員全員に異議がないときは、指名推選によることができますが、皆様いかがいたしましょうか。

《 会長一任の声 》

○議長（福士 修身 会長）

「指名推選」という意見がありましたが、御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、指名推選の方法に決定します。

それでは、農業委員の皆さんからどなたか適任者を御推薦ください。

○6番（工藤 隆志 委員）

6番工藤です。

西澤清光さんを推薦いたします。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま、西澤委員という声がございますが、皆様、御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議がございませんので、西澤委員を会長職務代理者の当選人と決定いたします。

当選人には、本席から青森市農業委員会選挙事務取扱規程第13条の規定により、青森市農業委員会会長職務代理者に当選したことを通知するとともに、就任の承諾を求めます。

承諾いただけますか。

○12番（西澤 清光 委員）

はい、お受けいたします。

○議長（福士 修身 会長）

はい、ありがとうございました。

西澤委員から承諾をいただきました。

それでは、西澤委員、会長職務代理者の席に移っていただき、「就任のごあいさつ」をお願いいたします。

○12番（西澤 清光 会長職務代理者）

会長を補佐し、一生懸命頑張りたいと思いますので、皆さんの応援よろしく願いいたします。

○議長（福士 修身 会長）

どうもありがとうございました。
よろしく願いいたします。

○事務局

それでは、これより令和6年度第1回青森市農業委員会定例総会に移りますが、はじめに農業委員の出席について御報告いたします。

ただいま出席の農業委員は、定数19名中18名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数に達しておりますので、本会は成立いたしますことを御報告申し上げます。

○議長（福士 修身 会長）

それでは、ただいまから、令和6年度第1回青森市農業委員会定例総会を開会いたします。

次第に従いまして、「議席の指定」をいたします。

皆様には、仮議席に着席いただいておりますが、青森市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により、議長が議席を定めることになっておりますので、現在の席を議席として指定いたします。

○議長（福士 修身 会長）

次に「議事録署名者の指名」ですが、議長から指名してよろしいか御確認いたします。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議事録署名者は、議席番号1番 秋谷 進 委員、議席番号2番 安部 浩一 委員の両名を指名いたします。

両委員、よろしく願いいたします。

○議長（福士 修身 会長）

引き続き、会期を定めます。

会期は本日1日と決定してよろしいかお諮りいたします。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

○議長（福士 修身 会長）

これより議案の審議に入ります。議案第 1 号を議題とします。
事務局からの議案の朗読と説明を求めます。

《 議案のみ朗読 》

○事務局

議案書 3 ページを御覧ください。

農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第 17 条の規定により、農業委員会が定めた担当区域内の農地等の最適化の推進のための活動を行うため、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農業委員会が委嘱することとされております。

議案書 4 ページは、別紙として各担当区域の推進委員候補者を記載した「農地利用最適化推進委員候補者一覧」となっております。

担当区域及び推進委員候補者の選考につきましては、「青森市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」により定められており、候補者一覧に記載の候補者の方々は、推薦及び応募のあった中から、推進委員の候補者の選考のために組織される「青森市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」で選考され、同選考委員会から、推進委員の候補者として農業委員会に報告された方々となっております。

このたびの候補者選考については、当初の募集における選考後において横内区域の候補者が不在となりました。その後、横内区域のみ 2 月から 3 月にかけて再募集を行いまして、2 名の応募があった中から再度、候補者選考委員会で候補者を選考し、19 区域の候補者がそろったところです。

委嘱期間については、本日令和 6 年 4 月 4 日から令和 9 年 3 月 31 日までの約 3 年となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

これより、農地利用最適化推進委員候補者である区域番号 8 番荒川区域の審議を行うにあたり、山田正樹委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

《 山田 正樹委員退席 》

○議長（福士 修身 会長）

これより、農地利用最適化推進委員候補者区域番号8番について審議を行います。

御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

○5番（木村 孝芳 委員）

5番です。基本的なことなのですけども、第17条には推進委員に熱意と識見を有する者と書いてあるのですけども、これは、農業をやっているかいないかというのは関係ないですか。一応農業とは書いてあるのですけども。

○事務局

ここに農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者とありますけど、農業をやっているということに関しての要件はございません。

ただし、第17条の内容からいきますと、農業をやっている方が知識、熱意、識見を有する方、ということになることは多いと思いますが、必ずしも農業を要件としているものではございません。

○5番（木村 孝芳 委員）

基本的に農業やってもやらなくても関係ないということですね。

○事務局

そのとおりでございます。

○5番（木村 孝芳 委員）

農業委員はどうなんですか。

○事務局

農業委員の場合は中立委員ということで、国の方からそういった農業関係者、中立委員以外の方はほぼ農業をやっています。

○5番（木村 孝芳 委員）

要件があるんですか。

○事務局

中立委員は要件としても出ています。

その他、農業委員のうち過半数が認定農業者であるということが要件として定められております。

○5番（木村 孝芳 委員）

農業をやっているかどうかというのは、どういうふうに判断するんですか。

○事務局

基本的に農地台帳に。

○5番（木村 孝芳 委員）

農地台帳には農地の所有者が出ていられるでしょう。でも農業をやっているかどうかというのは分からないじゃないですか。

要するに、もっと端的に言うと、確定申告しているかどうかというのは判断しているんですか。

○事務局

農業所得のあるなしというのは関係ないと言えばそうになってしまいます。

○5番（木村 孝芳 委員）

そうすると、農業してなくてもいいってことですか。

農地を所有しているだけでいいわけですか。

○事務局

一応営農活動をしている方であれば農家としてはみているので、そこに所得があるかないかは。

○5番（木村 孝芳 委員）

所得があるかではなくて、国民の義務としてですよ。

○議長（福士 修身 会長）

今は最適化推進委員の審議をしていますので、木村さんの質問は後ほどその他の方で。

○5番（木村 孝芳 委員）

分かりました。だから、推進委員に関しては、農業をしなくても農業に熱意と識見があるといっていることなんですね。

○事務局

ただし、応募している申請書の中で農業の状況をきちんと書いていただいているので、その営農活動に関してはそのまま受けとっているということです。

○5番（木村 孝芳 委員）

分かりました。

○議長（福士 修身 会長）

その他、御意見ございませんか。

農地利用最適化推進委員候補者区域番号8番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、農地利用最適化推進委員候補者区域番号8番については、原案のとおり決定いたします。

山田 正樹委員を入场させてください。

○議長（福士 修身 会長）

これより、議事参与制限があった農地利用最適化推進委員候補者区域番号8番を除く本案について審議を行います。

御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

《 なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

それでは、お諮りいたします。

議事参与制限があった、農地利用最適化推進委員候補者区域番号8番を除く本案について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

それでは、ここで農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を行うとともに、議案第2号で審議を行います「青森市農業委員会運営協議会委員の選任について」に係る運営協議会委員の候補者を農業委員および推進委員の皆さんでそれぞれ協議していただくため、暫時の間、会議を休憩いたします。

《 暫時休憩 》

《 会議再開 》

○議長（福士 修身 会長）

それでは会議を再開いたします。

続いて、議案第2号「青森市農業委員会運営協議会委員の選任について」に係る運営協議会委員の候補者を選任いたします。

これについて、事務局から説明を求めます。

《 議案のみ朗読 》

○事務局

はい、では事務局から御説明させていただきます。

議案書の5ページを御覧ください。

運営協議会委員の選任につきましては、「青森市農業委員会の運営に関する規約」第2条第2項の規定により定例総会で選任し、その委員数7人で組織することになっており、任期は3年となります。

運営協議会は、定例総会開催にあたっての事前協議や県外視察研修の実施内容等を協議する場となっております。

委員のうち、農業委員会会長、会長職務代理者、後程決定する青森市農業委員会友交会会長は同規約に基づき自動的に就任いたします。

このほかに、農業委員から2人、農地利用最適化推進委員から2人を選任することとなります。

選任方法については、この場を利用して、農業委員と推進委員に分かれて協議をいただいた上で、それぞれ2名の候補者を選出していただき、その候補者を議案第2号で審議する方法をとりたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま、事務局から説明がありました。これについて、何か御意見・御提案がありましたら御発言ください。

○議長（福士 修身 会長）

どなたかございませんか。

○5番（木村 孝芳 委員）

5番木村です。もう一度職務内容、仕事の内容。

○事務局

それではもう一度職務内容、協議会の所掌事務ということで、規約に書かれている文面をお読みしたいと思います。規約の第3条になります。

協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- 一 定例総会において付託された事項
 - 二 定例総会の議事運営の協議に関する事項
 - 三 委員の研修に関する事項
 - 四 その他、委員会活動の運営に関する事項のうち必要と認められる事項
- 以上でございます。

○議長（福士 修身 会長）

よろしいですか。

○5番（木村 孝芳 委員）

はい。

○議長（福士 修身 会長）

他に御質問ございませんか。

○議長（福士 修身 会長）

ただいまから運営協議会委員候補者の選任を行います。
事務局は、候補者の選任を行う場所をお知らせください。

○事務局

農業委員の皆様は農業委員席の前のスペース、農地利用最適化推進委員の方は推進委員席の後ろのスペース、職員が立って手を挙げております。集まってお話し合いをしていただければと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

《 運営協議会委員候補者の選任の協議 》

○議長（福士 修身 会長）

次に、議案第2号を議題とします。

事務局から議案の朗読と説明を求めます。

《 議案のみ朗読 》

○事務局

議案書の5ページを御覧ください。

「運営協議会委員の選任」につきましては、「青森市農業委員会の運営に関する規約」第2条第2項の規定により定例総会で選任し、その委員数7人で組織することになっており、任期は3年となります。

そのうち、農業委員会会長、会長職務代理者、後程決定する青森市農業委員会友交会会長は、同規約に基づき自動的に就任いたします。

この場では、農業委員から2人、農地利用最適化推進委員から2人を選任していただくこととなります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

運営協議会委員の選任方法についてですが、先程の休憩中に農業委員と農地利用最適化推進委員が分かれて、それぞれで協議しました。協議で選出された方々を候補者としていたと思いますが、この方法で御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

それでは先程の協議で選出された方々を事務局から報告願います。

○事務局

事務局から報告させていただきます。

農業委員からは一戸昭憲委員と窪寺洋志委員の2人でございます。

そして、推進委員の方からは山内洋一推進委員と出町鉄昭推進委員の2人でございます。

以上でございます。

○議長（福士 修身 会長）

お諮りします。運営協議会委員の選任について、ただいまの説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、説明のとおり決定いたします。

当選人には本席から青森市農業委員会選挙事務取扱規程第13条の規定により、青森市農業委員会運営協議会委員に選任したことを通知し、就任の承諾を求めます。

承諾いただけますか。

《 就任の承諾 》

○議長（福士 修身 会長）

ありがとうございます。

議案第2号につきましては、以上のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身 会長）

それでは、ここで、ただいま決定した運営協議会委員にこれからの議事を協議していただくため、暫時の間、会議を休憩といたします。

《 暫時休憩 》

《 会議再開 》

○議長（福士 修身 会長）

それでは協議が終了しましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第3号を議題とします。

事務局から議案の朗読と説明を求めます。

《 議案のみ朗読 》

○事務局

議案書の7ページを御覧ください。

「令和6年度の事業計画（案）」ですが、項目の1から12まで、順番に御説明いたします。

まず、「1. 定例総会」につきましては、本日開催の第1回定例総会のほか、案件の有無により臨時に開催する場合があります。

「2. 月例総会」につきましては、毎月10日前後に開催する予定で、①農地の権利関係等については毎月ここで審議いたします。②の関係機関に提出する要望事項の審議は6月に行う予定としておりまして、③の農作業標準労賃に関するアンケートは7月に審議をし、④の賃借料情報とともに1月に決定する予定でございます。

「3. 運営協議会」につきましては、定例総会の開催前などに、運営協議会委員の皆様で定例総会に付議する案件等について御審議いただきます。

「4. 農地利用最適化協議会」につきましては、農地利用の最適化に向けた取組に資するため、必要に応じて開催いたします。

「5. 遊休農地対策」につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して農地パトロールを実施し、必要な指導並びに利用意向調査等を実施するものであります。

「6. 農地あっせん会議」と「7. 和解仲介会議」につきましては、これまでと同様に、個別の事案に応じて随時開催する予定となっております。

「8. 青森県農業会議関係」につきましては、①から③に記載しているとおりとなっております。なお、②に記載のとおり、令和6年度の青森県農業委員会大会は11月19日に青森市で開催される予定となっております。

「9. 農業者等との意見交換会」につきましては、地域計画の策定に向けた協議の場を活用して実施したいと考えております。

「10. 東青地区農業委員会連絡協議会関係」につきましては、青森市が事務局を担当しており、東青地区管内の農業委員会で連携し、東青地区農業委員会大会などの開催を行っております。令和6年度の東青地区農業委員会大会及び研修会は、8月20日に青森市が幹事として開催する予定となっております。

「11. 研修会等」につきましては、各種制度等に関する研修会、また、青森県10市農業委員会協議会が青森市で開催を予定されておりますほか、期日は未定ですが、公費による県外視察研修を予定しております。

「12. 農業委員会活動」につきましては、農業委員、推進委員の皆様が、日常的に実施しております活動をもとに、「農業者年金への加入推進」と「全国農業新聞の

普及推進」について御尽力いただくとともに、「家族経営協定」の推進にも積極的に取り組む必要がありますので、情報提供などの御協力をお願いいたします。

また、「地域計画」につきましては、今年度末までの策定を予定しており、目標地図の素案作成に向け、地域協議の場への参加や農業者の意向把握への協力が重要となっておりますので、令和6年度についても引き続き、市の農業政策課と連携していくこととなっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま事務局から説明がありましたが、これについて御質問や御意見がありましたらどうぞ。

《 なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

それでは、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第3号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身 会長）

次に、議案第4号を議題とします。

事務局から議案の朗読と説明を求めます。

《 議案のみ朗読 》

○事務局

では議案書の9ページを御覧ください。

まず説明に入る前に資料の訂正がありますので、訂正をお願いいたします。

9ページの「1 趣旨」の下から3行目、「令和5年度の新規加入目標3,000人」とありますが、「令和6年度の新規加入目標2,900人」になります。

そのとなりの「うち、20～39歳の加入目標1,700」とありますが「1,600」になりますので、訂正をお願いいたします。

では、1の趣旨から説明していきたいと思えます。

まず、趣旨についてですが、農業者年金については、農業者に広く周知し、一人でも多くの新規加入者を確保することが課題となっております。

国から示された「第5期中期目標」では、「若い農業者及び女性農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、その加入の拡大を目指すこととされ、対象期間の終了時までには、20歳から39歳以下の若い新規加入者を5,500人以上、女性の新規加入者を3,400人以上、それぞれ確保する」ことを目標に取り組みよう示されており、農業者年金基金では、業務受託機関等と連携し、令和6年度の新規加入目標を2,900人、うち20歳～39歳を1,600人、女性農業者の加入目標を1,000人として、確保に取り組むこととしております。

なお、2の令和6年度新規加入目標数については空欄となっておりますが、現在、農業者年金基金及び青森県農業会議において4月中以降に策定の見込みで、その後、市町村へ示される予定となっております。

次に、昨年度の実績については、3に記載のとおり計4点となります。

取組の結果については、資料10ページの上から4行目の(2)に記載のとおり、令和6年3月22日現在の市内の被保険者数は55名で、そのうち新規加入者数は、(1)に記載のとおり目標数6名でしたが、実績は青森・浪岡地区ともに0名、また、加入勧奨中の者は合計12名で、青森地区4名、浪岡地区8名となっております。

続いて5番ですが、「加入推進活動の課題」として、(1)制度の周知と普及、(2)農家を取り巻く現状、(3)実施体制の3点、計10項目を記載しております。

以上を踏まえ、「6 令和6年度加入推進強化の取組み」ですが、1点目として、広報媒体を活用するとともに、各種会合等の機会を利用して普及活動を実施し、2点目として「加入推進名簿」を作成し、3点目として、各農業委員・農地利用最適化推進委員が年間1人以上の新規加入者の確保を目標に、農協や事務局と一体となって、戸別訪問を実施するとともに、加入推進部長・農協担当者・事務局等を含めた加入推進対策会議を開催し、新規加入者確保に向けて、粘り強く活動していきたいと考えております。

事務局からの説明は以上になります。

○議長（福士 修身 会長）

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

○5番（木村 孝芳 委員）

5番、木村です。

趣旨のところ全国規模の目標人数書いてますけれども、例えば女性の新規加入者が何千人と書いてますけれども、国の直近の実績は目標値と乖離しているんですか。

○事務局

申し訳ございません、実績の数値はこちらの方にございませんで、後日回答させていただきます。

○5番（木村 孝芳 委員）

それで、県内の新規加入目標に対して、実績はどこに書いているんですか。
令和5年度の目標が書いてありますよね。

○事務局

市内の実績であれば10ページに書いておりまして、具体的な場所がですね、4の(2)の被保険者数の55名の…。

○5番（木村 孝芳 委員）

6名に対して55名なんですか。

○事務局

いえ、令和5年度の新規加入者数が0名、0名が実績ということになります。

○5番（木村 孝芳 委員）

被保険者というのは、いままでずっとやってきた被保険者ということなんですか。

○事務局

はい、そうですね、現在の被保険者数が55名で、令和5年の新規が0名ということでございます。

○5番（木村 孝芳 委員）

令和4年度は？

○事務局

令和4年度も0名です。

○5番（木村 孝芳 委員）

ずっとゼロなんですか。

○事務局

後ほど資料を確認してお答えしますので。

○議長（福士 修身 会長）

ほかにございませんか。

《 なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

ないようですので、それではお諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 意義なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第4号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身 会長）

次に、議案第5号を議題とします。

事務局から議案の朗読と説明を求めます。

《 議案のみ朗読 》

○事務局

はい、それでは引き続き事務局で説明いたします。

まず、全国農業新聞についてですけれども、こちら全国農業会議所で発行している新聞になります。

こちらですね、内容的に農地利用の最適化活動、これに非常に深く関わっているということで、そういった新聞になっております。

こちらですね、まずは昨年度の普及の目標と実情ということで議案書の13ページに資料を載せているんですけれども、13ページの2番3番になります。

昨年の青森市内の普及目標の部数なんですけれども、すみません、ここ対象期間が間違っています。令和6年の1月から12月ではなく、正しくは令和5年の1月から

12月です。申し訳ないです。

まず昨年の令和5年の1月から12月までの目標部数ということで、普及目標部数で青森市内78部として設定されておりました。こちら全国農業会議の方で設定した数字なんですけれども、それに対して実情としましては、下の3番のところを見ていただくと青森市内52部ということで、目標にはちょっと届かないかなというところではありました。

これですね、全国農業新聞に限らず、現在新聞というものが全国的に非常に購読部数が減っているというのが実情になっておりますので、なかなかこういった厳しい状況ということもあるんですけれども、やはりなんとか4番、5番のような取り組みについて拡大ということでやっておりますので、こちらの方にも御協力をよろしく願います。

事務局からの説明は以上になります。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま事務局から説明がございました。これについて御質問や御意見がありましたら、どうぞお願いします。

《 なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第5号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身 会長）

それでは、議案審議はここまでとし、報告事項に入ります。

事務局から、報告事項の朗読と説明をお願いします。

《 報告のみ朗読 》

○事務局

はい、では引き続き御説明いたします。

昨年度、令和5年度の農業委員会活動の概要ということですのでけれども、議案書の資料16ページから御覧ください。

まず昨年度、定例総会については、こちらに記載のとおり実施いたしました。

それからページをめくっていただきまして月例総会、こちらでも毎月皆さんに御出席いただき、御協力いただき、回数を重ねて開催いたしました。中身の方は28ページまでであるので、こちらの方、詳細は後ほど御覧ください。

それから先ほど今年度以降の委員を決めていただいたということで、運営協議会なんですけれども、昨年度は2回開催いたしました。うち1回は書面での開催となっております。これも今年度以降、新しい委員の方々にお願いすることになると思いますので、よろしく申し上げます。

次に4番の農地パトロールの説明会ですね。今年度もまた農地パトロールの説明会、やはり実施する予定ですので、昨年度同様1回で、青森市と浪岡地区合同でやる予定となっておりますので、そちらの方、また決まり次第御連絡いたします。

それから5番の地域計画の策定に向けた取組ということで、こちらは昨年度から新しくできてきたものなんですけれども、市の農業政策課と共同でやっておりました。国からの指示ということで、その大きな枠組みの中でやっていた事業ですので、そちらの方も事業を継続して、今年度以降も続いていくということですので、引き続き皆様には御協力をお願いします。

それから24ページの方に移りまして6番の家族経営協定、こちらの方は昨年度2件実績があったということで御報告です。

最後に7番のその他ですけれども、数多くの会議、それから研修等にみなさん御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

説明は以上となります。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま報告第1号について報告がございました。御質問ございましたらどうぞ。

《 なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

ないようですので、報告第2号に入ります。事務局から、報告事項の朗読と説明をお願いします。

《 報告のみ朗読 》

○事務局

それでは引き続き御説明します。

令和6年度の最適化活動の目標の設定ということなんですけれども、こちらは昨年度も設定いたしまして、毎年度目標を設定することと国の方から示されているものがあります。今年度も令和6年度のものを設定するということで、報告したいと思いません。

まずこちらの目標の設定なんですけれども、まずこちらの大きな流れとしましてざっと御説明しますと、本総会で皆様に御決定いただきましたら、こちらの内容を県の農業会議、それからそこを通じて全国農業会議所に送ります。こちら確認を受けた上で、インターネット、全国農業会議所のホームページ等で公表いたします。

それからまた別ルートでこちらの内容を青森県知事へ報告することとなっておりますので、その報告をいたします。県知事を通じて、東北農政局、それから農林水産省の方に報告があがることとなっておりますので、大枠の流れとしてはこういった感じになっております。

では中身についてざっと御説明いたします。

議案書26ページの資料の方から御覧いただきたいんですけども、こちらですね、「Ⅰ 農業委員会の状況（令和6年4月1日現在）」というところなんですけれども、こちらに数がいろいろと書いております。こちらの数の内容としましては、まず農業委員会が把握しているもの、それから市の担当課の方に照会して確認したものとなっております。

そこから進めていただきまして次の27ページ、「Ⅱ 最適化活動の目標」というところになります。こちらの方にいろいろと数字が入っているんですけども、基本的にはこの様式ですね、国から示されたものでありまして、この数字の考え方、入れる数字をこう入れなさいという考え方の上に立っておりますので、国から示された考えに従って入れていく数字となっております。この考え方については以前と同様となっておりますので、そのとおりにこちらの方に入れております。

それから次の28ページの「2 最適化活動の活動目標」というところなんですけれども、こちらですね、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ということで、こちらの方、若干皆様に直接関係してくるかなと思いますので御説明します。

ここのところ、国が様式を作ったのでちょっと分かりづらい書き方をしているんですけど、「推進委員等が最適化活動を行う」となっておりますけれども、推進委員の皆様とそれから農業委員の皆様、両者ともにこちらの目標をということで対象となっております。この最適化活動、目標としては月に10日、一人あたりやることとなっているんですけども、それは国の方でどうしても10日やらなければいけないということで示されております。ちょっと厳しいんじゃないかという方も結構いらっしゃると思うんですけども、目標となっているということで、皆さんも覚えていただければと思います。

その他につきましては記載のとおりになるんですけれども、こちら内容についてですね、後々農業会議それから県等に報告したときに、内容を変更してほしいというふうに向こうの方から要請がある場合があります。もし変更が発生した場合ですね、福士会長の方に相談させていただきまして、事務局の方で修正させていただく可能性があるということで御了承いただきたいと思います。ただ、大勢に影響する修正がもし出てきた場合は、適宜皆様に御報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

事務局からの説明は以上となります。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま報告第2号についての説明がありましたが、御質問、御意見ございましたらどうぞ。

《 なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

ないようですので、報告事項については以上といたします。

以上で予定された案件は、全て終了いたしました。

その他でございますが、最初に事務局から、何かありましたらどうぞ。

○事務局

はい議長。

小笠原事務局長から職員の紹介をさせていただきたいと思います。

《 事務局職員紹介 》

○議長（福士 修身 会長）

どうもありがとうございました。

その他でございますが、先ほど木村委員の方から御質問あった件について、事務局御答弁をお願いします。

○事務局

農業委員のお話だったと思いますけど、農業委員は特に農家でなくてもいいというお話と、農業所得の有無はないということはお話しました。

そのほか、農業委員を決める際に皆さんの方から申込書なり申請書をいただいた中身の中で全て審査、選考委員会の方で、それを見て審査していくような形になってお

りまして、特別、所得の有無は見ていないというのが現実です。

○5番（木村 孝芳 委員）

私個人の意見なんですけど、憲法上納税の義務はあります。農業やっているかどうか、収入にかかわらず、申告しなきゃいけないでしょ。分かりますか？

○事務局

分かります。

○5番（木村 孝芳 委員）

認定農業者であれば、認定の要件で所得が450万円と決められているでしょう。

《 マイクを使ってほしいとの声 》

○5番（木村 孝芳 委員）

認定農業者であれば、農業所得が450万円と決められているでしょう。だから当然、確定申告しているわけでしょう、と私は思うんですけども。

○事務局

認定農業者の場合は、最終的に1回目のときは目標数字、それに合っているかどうかというのは、次の更新時には確か確認しております。

○5番（木村 孝芳 委員）

次の更新って3年後ですか。

○事務局

3年ごとには更新になるので、いま5年になっているので、5年目にその所得に達しているかどうかという確認もあるので。

○5番（木村 孝芳 委員）

確定申告の写しを出させるんでしょ。

○事務局

やっていなければ、その目標自体が達成しているか、していないかも分からないし。

○5番（木村 孝芳 委員）

だから確定申告の写しを出させる。

○事務局

正式には農業政策課…。

○5番（木村 孝芳 委員）

私、知り合いに認定農業者いるんだけど、市役所の連中に、所得のやつを出していないということで、やめた人がいる。だからそれだけ、5年に1回厳しいチェックはしているんでしょう。

○事務局

更新される場合は必ずチェックしています。

○5番（木村 孝芳 委員）

なんでこういう話をするかという、私、今回初めて農業委員に就任するにあたって、そこにいる工藤さんに何回も聞いているんですよ。農業の条件がどういう風に決められているのか。でも、はっきり言って分からないわけですね。はっきりしゃべられなかった。だから、今回聞いてみようかなと思ったんです。

認定農業者でない人は、農業やっているかどうかというの、家庭菜園をやっている人もできるわけでしょう。農業所得は一切加味していないというのであれば。そういうことでしょう。

○事務局

申請の段階の人では全然所得のところは見ない。

○5番（木村 孝芳 委員）

でも認定農業者になったって、ちゃんと確定申告、私ずっと確定申告していますよ。農業台帳に名前もあるし農地もあるんだけど、だからもっと端的に言うと、さっきも言ったように家庭菜園で農業をやっているということで、申込者としては可能なんでしょう。

○事務局

それは可能です。

○5番（木村 孝芳 委員）

それを評価員がどう判定するかというのは評価員に任せているわけですよ。

そうすると極めて曖昧というか、はっきりとしていない部分がある

○事務局

確かに審査する段階では、全て書いている項目の中で評価をしている。

○5番（木村 孝芳 委員）

その項目というのは国で決められている…。

○事務局

うちで出している申請書の中に。大体他の市町村も同じような感じです。

○5番（木村 孝芳 委員）

いずれ農水省の担当には聞いてみようと思っているんだけど、全国一律でないとおかしいでしょう。

○事務局

それは、市町村で独自性を出すとかというのは出てくるので、そのところは。

ただ、基本になる項目自体は多分変わらないと思っていますので、ただ、そのところに木村委員がおっしゃっていた所得をつけるべきか…。

○5番（木村 孝芳 委員）

いやいや、所得をつけろとはしゃべっていない。ちゃんと確認しているかということと話している。所得をつけろとはしゃべってないでしょ。

○事務局

営農しているかどうかということ、先ほど局長から話したとおり、申込というか申請します。私どもの方で、その営農しているかどうかというところの確認は、航空写真、そちらの方で確認したり、あるいは地元の方に行ってみてきております。入って写真撮ってきたりして確認しております。以上です。

○5番（木村 孝芳 委員）

分かりました。

○議長（福士 修身 会長）

はい、他にございませんか。

《 なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

はい、ありがとうございます。

以上で会議を終了いたします。委員の皆様には、スムーズな議事運営に御協力いただき、誠にありがとうございました。

○事務局

最後になりますが、「青森市農業委員会憲章」の唱和をいたします。議案書の裏表紙を御覧ください。

会長が前文を朗読した後、各冒頭の「一．農業委員会は、」の部分を読み上げますので、会長の後に続いて全員で御唱和していただきたいと存じます。

おそれ入りますが、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、その場で御起立をお願いいたします。

それでは、会長よろしくをお願いいたします。

《 青森市農業委員会憲章 唱和 》

○事務局

ありがとうございました。皆様、御着席いただきたいと思います。

最後に、閉会の宣言を、西澤会長職務代理者からお願いいたします。

○会長職務代理者

これをもちまして、令和6年度第1回青森市農業委員会定例総会を閉会いたします。

《 閉 会 》